



2024年2月9日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号：1925 東証プライム市場)
代表者名 代表取締役社長 芳井 敬一
問合せ先 常務執行役員 IR室長 山田 裕次
電話番号 (06) 6225 - 7804

当社取締役会の実効性評価の結果の概要等について

当社は、2023年（2023年1月から2023年12月までの期間を対象）における取締役会の実効性の評価を実施いたしましたので、その結果の概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役会の実効性評価について

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために制定した「コーポレートガバナンスガイドライン」に基づき、2015年より毎年、取締役会の実効性評価を実施しております。

2023年の取締役会の実効性評価につきましては、昨年同様、評価プロセスを外部機関の協力を得たうえで、取締役会において自己評価を実施いたしました。

2. 実効性評価の結果の概要について

当社では、アンケート方式での取締役による自己評価、監査役会・取締役会による取締役会全体の分析・評価を行っております。

2023年においても引き続き、外部機関の協力を得てアンケートを実施し、回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、取締役会の構成、意思決定プロセス、業績管理等の取締役会の運営状況、社外取締役へのサポート状況、取締役の職務執行状況等を確認した結果、当社取締役会の実効性は確保されているものと評価いたしました。

一方、ESGなどの非財務に関する議論を更に充実させる必要がある等の課題について共有いたしました。

当社は今後も、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために取締役会の実効性と経営システムの向上に努めてまいります。

3. 取締役会による当社コーポレートガバナンスガイドラインの自己レビューについて

当社は、取締役会の実効性評価とともに、2015年5月27日に制定・公表した「コーポレートガバナンスガイドライン」に定める各項目の実施状況について毎年自己レビューを行うことにより、経営システムの総点検を行っております。

今回の自己レビューを通じ、新たに社外役員の任期の上限を定める等、コーポレートガバナンスガイドラインの条文の一部改正を取締役に於て決議いたしました。

※今回の改正を踏まえた最新のコーポレートガバナンスガイドラインは、以下の URL からご確認ください。

<https://www.daiwahouse.co.jp/ir/governance/pdf/guidelines.pdf>

以 上